

令和5年第2回臨時会
(1日目)

津別町議会会議録

令和5年第2回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和5年2月13日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和5年2月17日 午前10時00分

延会日時 令和5年2月17日 午前10時58分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

| 議席 番号 | 氏 名 | 応 招 不応招 | 出席 状況 | 議席 番号 | 氏 名 | 応 招 不応招 | 出席 状況 |
|----------|---------|------------|----------|----------|---------|------------|----------|
| 1 | 篠 原 眞稚子 | ○ | ○ | 6 | 巴 光 政 | ○ | ○ |
| 2 | 渡 邊 直 樹 | ○ | ○ | 7 | 佐 藤 久 哉 | ○ | ○ |
| 3 | 小 林 教 行 | ○ | ○ | 8 | 高 橋 剛 | ○ | ○ |
| 4 | 村 田 政 義 | ○ | ○ | 9 | 山 内 彬 | ○ | ○ |
| 5 | 山 田 英 孝 | ○ | ○ | 10 | 鹿 中 順 一 | ○ | ○ |

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|----------|-------|-----|------------|------|-----|
| 町 長 | 佐藤 多一 | ○ | 監 査 委 員 | 藤村 勝 | ○ |
| 教 育 長 | 近野 幸彦 | ○ | 選挙管理委員会委員長 | | |
| 農業委員会委員長 | | | | | |

(ロ) 委任または嘱託

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-----------|--------|-----|--------------|-------|-----|
| 副 町 長 | 伊藤 泰広 | ○ | 生涯学習課長 | 石川 波江 | ○ |
| 総 務 課 長 | 松木 幸次 | ○ | 生涯学習課長補佐 | 谷口 正樹 | ○ |
| 防災危機管理室長 | 中橋 正典 | ○ | 農業委員会事務局長 | 迫田 久 | ○ |
| 住民企画課長 | 小泉 政敏 | ○ | 選挙管理委員会事務局長 | 松木 幸次 | ○ |
| 住民企画課参事 | 加藤 端陽 | ○ | 選挙管理委員会事務局次長 | 丸尾 達也 | ○ |
| 住民企画課長補佐 | 菅原文 人 | ○ | 監査委員事務局長 | 千葉 誠 | ○ |
| 保健福祉課長 | 森井 研児 | ○ | 監査委員事務局次長 | 丸尾 達也 | ○ |
| 保健福祉課長補佐 | 仁部 真由美 | ○ | | | |
| 保健福祉課主幹 | 向平 亮子 | ○ | | | |
| 保健福祉課主幹 | 丸尾 美佐 | × | | | |
| 産業振興課長 | 迫田 久 | ○ | | | |
| 産業振興課長補佐 | 渡辺 新 | ○ | | | |
| 建設課長 | 石川 勝己 | ○ | | | |
| 建設課長補佐 | 斉藤 尚幸 | ○ | | | |
| 会計管理者 | 宮脇 史行 | ○ | | | |
| 総務課庶務係長 | 坂井 隆介 | ○ | | | |
| 住民企画課財政係長 | 小西 美和子 | ○ | | | |

会議の事務に従事した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 | 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|---------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 事 務 局 長 | 千葉 誠 | ○ | 事 務 局 | 安瀬 貴子 | ○ |
| 総 務 係 長 | 土田 直美 | ○ | | | |

会 議 に 付 し た 事 件

| 日程 | 区分 | 番号 | 件 名 | 顛 末 |
|----|----|----|--|---------------------------|
| 1 | | | 会議録署名議員の指名 | 4番 村田 政義 5番 山田 英孝 |
| 2 | | | 会期の決定 | 自 2月17日 6日間 至 2月22日 |
| 3 | | | 諸般の報告 | |
| 4 | | | 行政報告 | |
| 5 | 選任 | 1 | 常任委員の選任について | |
| 6 | 〃 | 2 | 議会運営委員の選任について | |
| 7 | 議案 | 3 | 財産の取得について（大通地区コミュニティ施設に係る備品その2） | |
| 8 | 〃 | 4 | 財産の取得について（大通地区コミュニティ施設に係る備品その3） | |
| 9 | 〃 | 5 | 財産の取得について（大通地区コミュニティ施設に係る備品その4） | |
| 10 | 〃 | 6 | 令和4年度津別町一般会計補正予算（第10号）について | |
| 11 | 〃 | 2 | まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対しての是非を住民投票に付すための条例の制定について | |
| | | | | |

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和 5 年第 2 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

4 番 村 田 政 義 君 5 番 山 田 英 孝 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 2 月 17 日より 2 月 22 日までの 6 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 2 月 17 日より 2 月 22 日までの 6 日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本臨時会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付している
とおりであります。職務の都合により一部に異動がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりで
あります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙の
ところご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、1月臨時会後の行政報告を申し上げ
ます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る2月8日、津別町社会福祉功労者 原
田敏明様のご逝去されました。故人は、永きにわたり、民生・児童委員を務められ、
本町の社会福祉の向上に多大なご貢献をいただきました。

生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安ら
かなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、北海道知事の来町についてであります。1月23日、鈴木直道知事がコー
キングスペース J I M B A を訪問されたことから、運営者の立川氏とともに懇談いた
しました。

鈴木知事は、道内各地のさまざまな分野で活躍されている方の職場を訪問し、そ

こでの取り組みや地域への思いなどを聞き、広く発信する「なおみちカフェ」の一環として来町され、懇談では、移住・定住に関する事、空き家の利活用に関する事など、まちの活性化について意見交換を行いました。この様子は北海道のホームページに掲載されておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

次に、株式会社myふなばし 代表取締役 山崎健太郎氏の来町についてであります。2月9日、本町の地方創生事業の立役者の1人である山崎氏が船橋市より来町され、町民向けの「ライター講座」を開催していただきました。この講座には、町民のほか、高大連携事業で来町していたHALCCの学生10名を含む約30名が参加し、翌10日には、役場庁舎を見学された後、意見交換を行いました。

山崎氏からは、千葉で取り組んでいるローカル・ベネフィットについて、津別町のまちづくりに対するアイデアとそれを実行するためのプロセスなどについて提案をいただき、変わらぬバイタリティに大いに刺激を受けたところです。今後、提案の実現に向け関係各課と情報を共有し、引き続き山崎氏ともども船橋市との連携を発展させていく考えであります。

なお、今議会におきまして、条例制定の直接請求、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

○議長(鹿中順一君) ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

◎選任第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第5 選任第1号、常任委員の選任を行います。

常任委員の任期満了にあたり、次期委員の選任については、委員会条例第7条第5項の規定を適用し、同条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、指名しようとする所属常任委員会名と議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長(千葉 誠君) 議長にかわりまして、指名しようとする常任委員会ごと

の議員の指名を朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に村田政義議員、巴光政議員、佐藤久哉議員、高橋剛議員、山内彬議員。

産業福祉常任委員会委員に篠原眞稚子議員、渡邊直樹議員、小林教行議員、山田英孝議員、鹿中順一議員。

議会広報常任委員会委員に渡邊直樹議員、小林教行議員、山田英孝議員、巴光政議員、高橋剛議員。

以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま事務局長の朗読のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

◎選任第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の任期満了にあたり、次期委員の選任については、委員会条例第7条第5項の規定を適用し、同条第4項の規定により議長において指名したいと思いますが、指名しようとする議員の氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（千葉 誠君） 議長にかわりまして、指名しようとする議会運営委員の議員の氏名を朗読いたします。

議会運営委員会委員に小林教行議員、村田政義議員、山田英孝議員、巴光政議員、以上で朗読を終わります。

○議長（鹿中順一君） ただいま、事務局長の朗読のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定しました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第3号 財産の取得について（大通地区コミュニティ施設に係る備品その2）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第3号についてご説明いたします。

本件につきましては、大通地区コミュニティ施設にて使用する備品の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称としましては、大通地区コミュニティ施設に係る備品その2。

数量は1式。

納入場所は、津別町字大通31番地。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

取得金額6,050万円（うち消費税及び地方消費税額550万円）です。

取得の相手先は、北見市卸町1丁目5番地1、株式会社小柳中央堂 代表取締役 小柳享信となります。

説明資料のほうに移りまして、説明資料1枚めぐりまして、議案第3号説明資料をご覧ください。

購入する備品の内訳といたしましては、冷蔵冷凍機器類・厨房機器関連の13種類65台の備品を配置する予定であります。

納入期限は、令和5年3月20日としております。

以上、内容の説明をいたしましたので、原案にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第4号 財産の取得について(大通地区コミュニティ施設に係る備品その3)を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課参事。

○住民企画課参事(加藤端陽君) ただいま上程となりました、議案第4号についてご説明いたします。

本件につきましては、大通地区コミュニティ施設にて使用する備品の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称としましては、大通地区コミュニティ施設に係る備品その3。

数量は1式です。

納入場所は、津別町字大通31番地。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

取得金額、2,695万円(うち消費税及び地方消費税額245万円)です。

取得の相手先は、網走郡津別町字幸町 5 番地、有限会社加藤信陽堂 代表取締役 加藤恭男となります。

説明資料に移りまして、議案第 4 号説明資料をご覧ください。

購入する備品の内訳といたしまして、レジ・什器類の記載の 13 種類、計 114 台の備品を配置する予定です。

納入期限は、令和 5 年 3 月 20 日としております。

以上、内容の説明をいたしましたので、原案にご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 5 号 財産の取得について（大通地区コミュニティ施設に係る備品その 4）を議題とします。

佐藤議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(佐藤議員～退場)

○議長（鹿中順一君） 内容の説明を求めます。

住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第5号についてご説明いたします。

本件につきましては、大通地区コミュニティ施設にて使用する備品の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称としましては、大通地区コミュニティ施設に係る備品その4。
数量は1式でございます。

納入場所は、津別町字大通31番地。

契約方法につきましては、指名競争入札。

取得金額、1,171万5,000円（うち消費税及び地方消費税額106万5,000円）です。

取得の相手先は、網走郡津別町字本町63番地、株式会社佐藤商行 代表取締役 佐藤久哉となります。

説明資料に移りまして、議案第5号説明資料をご覧ください。

購入する備品の内訳といたしまして、木製家具を除く一般備品類、記載の9種類13品目の備品を配置する予定です。

納入期限は、令和5年3月20日としております。

以上、説明いたしましたので、原案にご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を集結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

(佐藤議員～入場)

◎議案第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 6 号 津別町一般会計補正予算（第 10 号）
についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 6 号についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、森の健康館の温泉水滅菌器装置の設置、森の健康館及び体験交流施設の寝具の更新、小学校の男子トイレ小便器の故障に係る増額補正をお願いするものです。

それでは、補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算にそれぞれ 730 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 81 億 3,974 万 3,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので、5 ページから 6 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 2 地域振興費、目 2 企画開発費、森の健康館管理業務は、需用費と役務費において、寝具の経年劣化による更新と関係経費。工事請負費で保健所からの指摘に基づき、温泉水を一定の塩素濃度に保つための自動の滅菌器装置を新たに設置する工事で、合わせて 488 万 8,000 円の増額です。目 3 企画振興費、体験交流施設管

理運営経費は、寝具の経年劣化による更新と関係経費で106万7,000円の増額です。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費は次ページをお開きください。

小学校施設管理経費は、小学校2階の男子トイレ小便器9台のうち4台について水が流れない故障が発生し、緊急の改修工事を予算流用にて対応したための流用元補填で、134万8,000円の増額です。

次に歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページにお戻りください。

款10地方交付税は普通交付税で501万5,000円の増額です。

款18繰入金金は、地域振興基金で、森の健康館の浴場用滅菌器設置工事として228万8,000円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第2号 まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対しての是非を住民投票に付するための条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程になりました、議案第2号について提案理由を申し上げたいと思います。

本件につきましては、地方自治法第74条第1項に定めるところにより、請求代表者となる町民から、まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対しての是非を住民投票に付するための条例の制定について請求がありまして、これを受理いたしましたので、同条第3項の規定により意見を付して議会に付議したものです。

請求からの経緯一環について説明いたしまして、意見書及び条例案の朗読により提案理由のかわりとさせていただきます。

まず経過ですが、昨年12月6日に請求代表者より、請求代表者証明書交付申請書が町長に提出をされました。

そして、12月9日に町長より請求代表者の証明書を請求代表者に交付しましたことから、本年1月9日までの30日間が署名の収集期間となったわけですが、請求代表者からは12月27日に審査のため選挙管理委員会に署名簿が提出されたところですが。選挙管理委員会といたしましては、審査期限は20日間となることから、早急に書面の審査を行いまして、署名数835人に対し有効署名数800人として1月16日に審査を終了し、1月17日から1月23日までの7日間、署名簿の縦覧をしたところですが。

その後、1月26日に選挙管理委員会から請求代表者に対して有効署名数800人とした審査の結果の署名簿を返却、1月30日に請求の代表者から条例制定の本請求という形で町長に提出をされたものであります。

地方自治法第74条第2項の規定によりまして、請求の要旨につきましては直ちに公

表しなければならず、速やかに町のホームページに掲載しております。

そして、同条第3項の規定によりまして、受理した日から20日以内に町長は議会を招集し意見を付して付議しなければならないことから、本日、議案第2号として議会に提案をしたことまでが経過となります。

なお、意見書につきましては、請求の要旨に対する意見も含まれることから、既に公表していますが、請求の要旨が記載されております、津別町住民投票条例制定請求書を資料として本日配付させていただいております。

続きまして、意見書については町長から、さらに条例案につきましては総務課長から朗読させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、私のほうから意見書を朗読させていただきます。

意見書、このたび、地方自治法第74条第1項の規定により、法定署名者数77を上回る800人の連署による、「まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対しての是非を住民投票に付するための条例」制定の直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を付することとします。

1、まちなか再生事業について。

まず、今回の再開発事業についての経緯を申し上げます。

庁舎及び議事堂が耐震基準を満たしていないことから、津別農協の改築計画とともにそれぞれの建て替えについて、第5次津別町総合計画（平成22年3月策定）において、旧農協事務所跡にショッピングセンターを含めた買い物環境の検討がなされ、津別町第6次総合計画（令和2年3月策定）において、買い物環境の充実に取り組むこととされました。それらを受けての再開発にあたって、町民と一緒に考えるために、平成27年、ふるさと財団の補助を受けて筑波大学と連携しながら「まちなか再生協議会」を設置し、ワークショップ等の討議を経て、シンポジウムや報告会を行ってきました。平成28年には協議会をさらに進め、中心市街地活性化に向けて高大連携事業も含めシンポジウム等を開催し、方向性について町民の方々に考えていただいたところです。平成29年からは庁舎建て替えとあわせて、まちなか再生基本計画・行動を明確化するために、町民アンケートや住民懇談会を実施しながら基本計画を策定し、パブ

リックコメントを実施した上で、平成30年7月に「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」を策定したところです。その中で、買い物環境の整備として複合商業施設の建設を検討することになりました。その後、各種補助事業を鑑みながら、平成29年に行ったアンケート調査を基本に、具体的な施設整備の指針となる「市街地総合再生基本計画」を策定するために策定委員会を設置し、具体的にスーパーマーケットや、今回、住民投票条例制定請求のドラッグストアが組み込まれ、令和2年4月に計画が策定されました。その後、計画推進のため同計画推進協議会を設置し、会議は公開で行われ、住民説明会や懇談会等を実施し、協議会の委員だけではなく多くの町民が参加できる環境を心がけ、住民と一緒に考える再開発として取り組んできております。その後の国際情勢や社会情勢の変化に対しましては、建設主体や補助事業の見直し等、柔軟に対応してきたところです。もちろんこれらの対応については町が責任を持って行うことでありますが、情報発信が遅れたことなど、議会からも指摘されているところです。しかしながら、企業誘致も含め、計画した施設について建設できる状況で進んでいることについては、議会に説明してきておりであり、広報やホームページで情報発信を行っております。

2、請求の要旨について。

津別町住民投票条例制定請求書における請求の要旨について、疑義も含め、以下のとおり意見とします。

まず、「工事費高騰が起きています。」として「町は借金をして事業を進めるが、国からの補助金と施設入居者の賃貸料で返済されるので心配いらないと説明してきました。しかし、値上がりした分の全額が補助金の増額にはなりません。また施設賃貸料を5割も上げることも無理があります。」との記載についてですが、議会で説明したとおり、財政計画上、心配するほどではないと考えております。地方における借金、起債と言い直しますが、国の借金、国債と違い、その事業内容によって地方交付税で返済の一部を補填してもらえるものがあります。直接の補助金だけではなく、有利な起債を活用するという事は、議会で説明しているとおりであり、工事費高騰が全て持ち出しの増になるわけではありません。また、施設賃貸料、利用料と言い直しますが、工事費高騰分を全て負担してもらうことは考えていないことは議会で説明していると

おりであります。

次に、「しかし、住民の生活にスーパーの存在は欠かせませんが、ドラッグストアは現在どうしても必要とするものではありません。」との根拠が不明な記載についてですが、統計調査等における町民の購買力の町外流出は大きなものがあり、具体的な調査結果はないものの、ドラッグストアチェーンのほうからの話としては、その要因の一つにドラッグストアが町内に存在しないことが考えられます。平成29年に行ったアンケート調査において、町内に必要と思う業種の店舗について、ドラッグストアの回答が一番多く、次にスーパーマーケット、ホームセンターの順になっています。最近、小清水町や清里町で町と商工会が一体となった誘致活動により、ドラッグストアの出店が決まったとの報道がありました。現在ばかりでなく、過去から将来に向けて、必要と考える買い物環境の一業種であるとして、計画に取り入れられたものと考えます。

次に、「高齢化と人口減少が進む中で、特別養護老人ホーム、給食センターなど老朽化が進み施設の改築も課題となっています。今後予期しない自然災害等への備えも考えなければなりません。津別病院が改築となれば相応の支援が必要となります。」との記載についてですが、全く同様の考えで行政を行っていることは、議員各位におかれましても十分ご承知かと思えます。記載されていない多くの施設もあわせ、公共施設の管理計画を立て、財政計画とともに、中期、長期と随時見直しながら対応しているところであり、その状況は議会に確認いただくとともに、ホームページでも公表しています。

次に、「現在抱えている負債の返済などを含め、町の財政支出は厳しいものがあります。」との記載について、これも根拠が不明ですが、もちろん財政的には限界があり、住民の福祉の増進を基本に、公平・公正性に基づき、選択も必要となります。町民とともに策定した計画に基づいて行っている事業については、最も優位性が高いものだと判断するものでもあります。

次に、「ドラッグストア誘致で人口増加が期待できるものではありません。それどころかせつかくお金をかけてつくっているスーパーの撤退もまねきかねません。」との記載についてですが、企業誘致の観点から直接の人口増加につながり、それ以外にも移住者や他市町からの通勤者に対して、アピールになると考えます。ドラッグストアの

誘致がスーパーの撤退につながるとの根拠はわかりませんが、利用者である町民にとって魅力ある店舗であれば、その必要性から撤退になることはないと思いますし、施設全体の魅力づくりに町としても応援していきたいと考えます。

次に、「先の意向調査でも、ドラッグストア誘致には6割の町民が必要としないと解(回)答しています。」との記載についてですが、これは令和3年9月に行った意向調査のことと思われます。まず「必要とする」「必要としない」の設問項目はありません。

「大いに期待する」「期待する」「期待しない」「全く期待しない」の設問であります。町としましては、市街地総合再生基本計画推進協議会の要望により、今後の説明会等に活用しようと考えた記述式の意向調査であり、ネット回答も可として幅広く住民の意見を聞く予定でしたが、議会の特別委員会の要望により、意向調査票を世帯1枚として、「期待するかどうか」の設問を加えたところです。本来この調査は、これから町民への説明を行うための予備的調査であったのですが、施設建設の是非を問うアンケートであるかのようにされたようであります。残念ながら、回答者の年齢等を見ると偏った回答状況になりましたが、多くの疑問点が意見として出されたことはありがたく、その後の質疑応答集を作成することに有用でありました。また、議会と多くの質疑を行いながら進めてきた内容が理解されていないと感じたところであり、その後の説明会等で活用させていただくとともに、誘致予定のドラッグストアの方に参加いただいた説明会も開催させていただき、多くの疑問点が解消できたものと考えています。

次に、「私たちは、このような状況のもと、今後建設を予定しているドラッグストア建設については、住民投票の実施により、その結果を尊重されるべきと考え、表記条例の制定を請求します。」との記載についてですが、「このような状況」としての判断に多くの錯誤があると考えられます。事業に係る質問については、ホームページで「事業に係るQ&Aについて」でお答えしており、一読していただき、さらに質問を重ねて状況把握していただきたかったのですが、条例制定請求書の要旨を根拠として署名を集めたことであれば、正しくない情報も拡散されたものとして残念でなりません。行政は、結果として情報が伝わらなかったことに対し反省をしなければなりません。経緯で申し上げましたとおり、多くの町民が携わって進めてきた事業であり、議会との多くの意見の交換により、見直しすべきところは見直しながら事業を推進してきた

ところであります。

今後もともに推進していく上で議会に丁寧な説明を行うとともに、町民の皆さまにも時期を逃さない情報公開と丁寧な説明を行ってまいる考えであります。

3、条例案について。

次に、住民投票条例案について、何点か意見を申し上げます。逐条解説がないため、推論している部分もありますことをご承知ください。

まず、第1条において「まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対しての是非に関して、町民の意思を明らかにするための住民投票を行い、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。」と規定されています。まちなか再生事業にドラッグストアを含むことになった経緯は先に述べたとおりですが、開発事業者選定におけるプロポーザル案について、議会の特別委員会と確認しながら承認されており、公開プロポーザルによる選定された事業者との覚書を結んでいます。住民協議会等も含め、極めて民主的に議会とともに進めている事業について、その内容の一部のみ住民投票で是非を問うことが、「町政の民主的かつ健全な運営を図ること」になるのか疑問が生じるところです。条例全体の目的として、十分に吟味されたものとは言い難いと考えます。

第9条には「投票人は、まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対して」という規定がありますが、第1条への意見と重複しますが、適正な手続きにより正当に進められてきたまちなか再生事業について、一部の施設のみの是非を住民投票により行うこと自体の有用性の説明が不足しています。また、まちなか再生事業以外であれば、例えばドラッグストアを別の場所に建てる考えについても、反対となるのかについて不明なままです。請求書の文面において「ドラッグストアは現在どうしても必要とするものではありません。」と考えを述べておりますので、ドラッグストアを町に誘致することの是非を問うべきではなかったでしょうか。

第14条において「町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報を提供するものとする。」と規定されています。投票に対する「適正な執行」の確保については、選挙管理委員会とともに町が十分考慮して行うものでありますが、判断のための「適切な情報」及び「必要な情報」

提供については、表現が抽象的で具体的な特定ができないものであります。さらに第2項において情報の提供に対する「中立性の保持」とありますが、何に対する「中立性」なのか不明であります。仮に第9条の「是非を問う」投票に対する中立性とするならば、第1条に「民主的な運営を図る」のが目的と規定されていながら、行政として町民とともに民主的に進めてきた本事業を否定することとなり、情報の提供に対し中立には成り得ないと解します。

第15条において「住民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等により町民の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉されるものであってはならない。」と規定していますが、「投票運動」については定義がないこととともに、「自由」の意味も明白ではありません。投票を呼びかける運動の自由なのか、どちらかに投票を促す運動の自由なのか分かりません。また、どちらにしても戸別訪問や未成年の運動は規制すべきと思います。同様に「買収、脅迫等」の内容と規制の方法が不明でありますので、公職選挙法その他の選挙関係法令における「選挙運動」に準ずるような規定が必要と思われまます。

また、提出された条例案については、表記や句読点、見出し不足等、形式的に修正が必要な点があることを申し添えます。

4、結論。

まちなか再生事業につきましては、多くの町民の皆さまとともに、町外の学識経験者や大学生をはじめとする多くの方々とともに進めてきた事業であります。条例制定請求者が述べている「高齢化と人口減少が進む中」、安心して暮らせるまちなか再生の事業を進め、将来の負担ができるだけ少なくなる方策を探し続けるのが行政の役目と考え、時代の流れや国の施策の変化等、その時々の中で柔軟な対応を行ってきたところです。その間、変わっていく内容について議会に説明が不足している等の指摘を受けながらも、その内容について議会と協議し、議会も行政も町民に対する情報提供をさせていただいております。今一度、これまでに議会において説明させていただいた内容を確認いただければ、ドラッグストアの誘致、建設の是非について住民投票を行うことが「町政の民主的かつ健全な運営を図る」とは言えないことは自明のことと考えます。

最後に、今回の住民投票条例制定を求める請求について、有効署名数が 800 人と法定数を大きく超える署名が提出されたことは、真摯に受け止めるべきものと考えています。その署名した方すべての方がドラッグストア建設に反対していないことは想定できますが、このような署名活動が町長選挙のすぐ後に行われたことには疑問を感じています。町長選挙において公約としていますまちなか再生事業につきまして、議会とともに引き続き強い意志を持って着実に取り組んでまいりたい所存であり、本住民投票条例の制定につきましては、必要はないものと考えております。議員の皆さまにおかれましては、慎重なご審議をいただき、適切なお判断をお願い申し上げ、条例案に対する意見といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） それでは、条例案につきまして朗読をさせていただきます。

まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対しての是非を住民投票に付するための条例（案）。

（目的）

第 1 条、この条例は、まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対しての是非に関して、町民の意思を明らかにするための住民投票を行い、町政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第 2 条、前条の目的を達成するために、町民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2、住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行）

第 3 条、住民投票は、町長が執行するものとする。

2、町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、津別町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）との協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

る。

(住民投票の期日)

第4条、住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から60日以内で、町長が定める日曜日とする。

2、選挙管理委員会は投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条、住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において津別町に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日（以下「告示日」という。）において津別町の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(資格者名簿)

第6条、選挙管理委員会は、投票資格者について、住民投票資格者名簿（以下「名簿」という。）を調整するものとする。

(投票の方式)

第7条、住民投票は1人1票とし、秘密投票とする。

(投票所における投票)

第8条、住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(投票の記載事項及び投函)

第9条、投票人は、まちなか再生事業にドラッグストア施設を含むことに対して、投票用紙（別記様式）の賛成、反対のいずれかの欄に、自ら○の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2、前項に規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自らの投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、公職選挙法の規定に基づき投票することができる。

(期日前投票等)

第10条、投票人は、第9条の規定にかかわらず、公職選挙法の規定に基づき、期日

前投票又は不在者投票を行うことができる。

- (1) 職務若しくは業務又は用務に従事すること。
- (2) 津別町の区域外に旅行又は滞在すること。
- (3) 疾病、負傷、妊娠、出産、老衰その他身体の障害のため歩行が困難であること。
- (4) 津別町の区域外の住所に居住していること。

2、次の各号のいずれかに該当する投票人は、前項の規定によるほか、前条の規定にかかわらず、その現存する場所に置いて投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により投票を行うことができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第4条に規定する身体障害者であつて、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号に掲げるもの。

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、公職選挙法施行令第59条の2第2号にかかげるもの。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者であつて、公職選挙法施行令第59条の2第3号に掲げるもの。

（投票の効力の決定）

第11条、投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

（無効投票）

第12条、住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの。
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの。
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの。
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの。
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの欄に記載したかを確認し難いもの。
- (6) 投票用紙に何も記載していないもの。

（住民投票の結果の告示等）

第13条、町長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとと

もに、町議会議長及び請求代表者に通知しなければならない。

(情報の提供)

第 14 条、町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、町民が適切な情報に基づいて判断できるよう、必要な情報を提供するものとする。

2、町長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第 15 条、住民投票に関する投票運動は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫等により町民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉されるものであってはならない。

(住民投票の成立要件等)

第 16 条、住民投票は、第 1 条の事項について投票した者の総数が、当該住民投票の投票資格者の総数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとする。

この場合において開票作業、その他の作業は行わない。

(投票及び開票)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令 13 号）の規定によるものとする。

(投票結果の尊重)

第 18 条、住民投票が成立した場合は、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第 19 条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則、1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例は、投票日の翌日から起算して 90 日を経過した日にその効力を失う。

別記様式につきましては、第 9 条に規定する投票用紙であります。朗読はいたしませんので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(鹿中順一君) 説明が終わりましたが、本案については地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定請求代理者に意見を述べる機会を与えなければなりません。

また、同法施工令第98条の2第1項第2項及び第3項の規定により、意見を述べる機会を与える場合の日時、場所、人数など必要な事項を条例制定請求代表者に通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ公衆の見やすい場所に公表しなければなりません。

したがいまして、意見を述べる日時は2月22日午前10時、場所は津別町役場議事堂、人数は2人以内といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがいまして、意見を述べる日時は2月22日午前10時から、場所は津別町役場議事堂、人数は2人以内とすることに決定しました。

ただいま、条例制定請求代理者に対して、本会議場において意見を述べる機会を与えることを決定いたしました。その意見陳述に対する質問の取り扱いについて申し上げます。

この質問の仕方としては、「陳述内容について不明確な点をただす程度のことではあるが、一般議案等で理事者に対する質疑とは趣旨を異にするものである」との解説がなされております。

すなわち、陳述人は民間人であることも考慮し、述べられた意見の中で不明確な部分があれば、その部分についてただす程度の単純質問については可能であるということでもありますので、このことを踏まえていただき、22日の条例制定請求代表者の意見陳述に臨んでいただきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

お諮りします。

議案第2号の審議については、条例制定請求代表者の意見陳述後になりますので、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

◎延会の決議

○議長(鹿中順一君) 次に、議案審議の都合により、2月18日から2月21日までの4日間休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し議案審議の都合により2月18日から2月21日までの4日間休会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日は、これで延会いたします。

再開は2月22日、午前10時再開といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時58分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員